

九州看護福祉大学動物実験委員会規程

〔平成18年7月19日〕
制 定

（設置）

第1条 九州看護福祉大学教授会規程第8条2項の規定及び文部科学省告示第71号研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。なお、本規程で定める動物実験は基本指針の定義に基づくものとする。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織し、教授会の議を経て、学長がこれを委嘱する。

- (1) 動物実験等について十分な知識及び経験を有する専任講師以上の教育職員3名（各学科1名）
 - (2) 実験動物に関して優れた見識を有する者で学長が指名した者1名
 - (3) その他学識経験を有する者で学長が指名した者1名
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。

（任期）

第3条 前条第1項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、全任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 委員会は、九州看護福祉大学における動物実験に関する事項について審議し、適正な運用に務める。

- 2 動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び基本指針に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を学長に報告する。
- 3 委員会が必要と認めた場合、実験の実施状況について監査を行い、施設及び実験に対し指導助言を行う。
- 4 動物実験計画の実施の結果について、学長より報告を受け、必要に応じ助言を行う。

（議事）

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員会は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、事例により審査結果が容易に推定できるものについては、委員会が別に定める基準により委員長が判定し、これを事後に委員会に報告することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行し、平成18年6月1日から適用する。